

施工条件明示書への「遠隔確認の実施」が対象となる旨の明示

特記仕様書（施工条件明示書）への明示

「遠隔確認の実施」の対象工事である場合は、特記仕様書（施工条件明示書）に明示すること。その場合「対象」を選択し、発注型式を選択する。

18 「遠隔確認の実施」の適用の有無		
(1) 「遠隔確認の実施」	<input checked="" type="radio"/> 対象 <input type="radio"/> 対象外	1. 「遠隔確認の実施」の対象の場合は、「宮城県農業農村整備事業等の工事における遠隔確認の実施要領」に基づき実施するものとする。 なお、「遠隔確認の実施」の型式については下記(2)のとおりとする。 2. 実施要領は農政部農村振興課ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/)に掲載しているので参照すること。
(2) 「遠隔確認の実施」の型式	<input type="radio"/> 発注者指定型 <input checked="" type="radio"/> 受注者希望型	1. 発注者指定型の場合は、実施要領に基づき適用可能な段階確認・立合等を遠隔確認により実施するものとする。 2. 受注者希望型で遠隔確認を希望する場合は、実施要領に基づき受注者から発注者へ協議を行い実施するものとする。 なお、(1)が対象外の場合は、当該項目は対象外となる。